

中国において OI モデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書（新素材 編、AI 編）を活用するに際しての 留意点



北京慧龍律師事務所
北京銀龍知識産権代理有限公司 中国弁護士 史 良

北京慧龍法律事務所は、北京銀龍知識産権代理有限公司を中核とする Dragon IP Group に属し、知的財産を中心とした法律業務を行っている。北京銀龍知識産権代理有限公司は 1998 年に専利局の認可を受けて設立された代理機構である。史氏は、中国政法大学の知識産権専門で勉強し、2016 年に修士で卒業した。卒業後、法律事務所で弁護士として 7 年間仕事をしており、この間、知識産権分野の紛争を解決するために力を入れて、複数社の大手国家企業、銀行、事業部門、ハイテク企業に法律顧問サービスを提供し、国内外の有名クライアントの著作権、商標、不正競争、ビジネス秘密、独占違反などの知識産権に関する紛争を対応していた。また、ホット法律トピックス検討会を組織し、検察院の専門家による公聴会に参加したことがある。2022 年、北京銀龍に入り、知識産権に関する訴訟および通常法律業務を対応している。

【概要】

複数の企業が協力して研究・開発を行う前に、双方の技術情報、経営情報などのビジネス秘密情報を保護するため、通常、秘密保持契約を締結する。日本企業と中国企業との間で秘密保持契約を締結する場合、海外企業間の契約という特殊性があるため、秘密保持契約に定める内容に特に注意しなければならない。本稿では、準拠法の選択、紛争の解決方式の選択、協議解決、秘密保持契約の期限、契約言語および技術輸出入に関する規定を解説し、これによって、中国企業と協力する際の秘密保持の一助としていただきたい。

【詳細及び留意点】

1. 準拠法の選択

日本企業と中国企業が締結した秘密保持契約は、契約に適用する法律について、双方で協議することができ、準拠法を日本法、または中華人民共和国国内法と定めることができる。また、香港もしくはシンガポールなどの第三国の法律を準拠法とすることもできる。

さらに、双方で、例えば、「本契約の紛争については、契約履行地の法律を準拠法とする」のように、実際に研究開発事業を行う現地の法律を準拠法として適用することを定めることもできる。

中国での判決の執行については、適用される準拠法だけでなく、どの国の裁判所が判決を下すかを考慮する必要がある。日本法を適用した場合であっても、中国の裁判所が審理を行い判決を下した場合、この判決は中国で執行することができる。日本の裁判所が審理を行い判決を下した場合、中国で執行することは困難である。

「中華人民共和國民事訴訟法」第 288 条、第 289 条には、下記の規定がある。

第 288 条

外国裁判所が下した、発効する判決、裁定は、中華人民共和國人民法院の承認と執行が必要な場合、当事者は、直接に、中華人民共和國での管轄権を有する中級人民法院に承認と執行を申し込むことができるか、または、外国裁判所は、同国と中華人民共和國とが締結または参加する国際条約の規定に従って、または、互惠の原則に従って、人民法院に承認と執行を請求することができる。

第 289 条

承認及び執行を申請または請求する、外国裁判所による発効の判決、裁定に対して、人民法院は、中華人民共和國が締結又は参加した国際条約に従って、又は、互惠原則に従って、審査をした結果、中華人民共和國の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反しないと判断する場合、その効力を認めると裁定し、執行する必要がある場合、本法の関連規定に従って執行するような執行令を発行し、中華人民共和國の法律の基本原則又は国家主権、安全、社会公共利益に違反したと判断する場合、承認及び執行を付与しない。

中国法の規定によれば、中国の裁判所が外国の判決を承認し、執行する前提は、両国が司法協力条約を締結もしくは同条約に参加していること、または、互惠原則にしたがって承認、執行を付与していることである。一方、日本も民事訴訟法第 118

条第 4 号において相互保証の規定があるものの、日中間において民事訴訟に関する司法取決は存在しない。このことから、中国における上記前提に基づけば、日本の裁判所が下した判決が、中国で承認、執行される可能性は極めて低いと考えられる。

2. 紛争の解決方式の選択

(1) 訴訟

双方で、契約中に紛争が発生した場合は、訴訟によって解決することを定め、かつ管轄裁判所を規定することについて、協議することができる。

知識産権(知的財産権)調停は、中国の法律で定められた紛争解決方式ではなく、裁判所は、知識産権紛争調停に関する申し込みを受理しない。調停は、通常、訴訟に入る前の手続きであり、裁判所が訴訟を受理すると、先に調停を行い、調停ができない場合は、正式に立案する。当然、立案後、審理全体の過程で調停を続けることはできる。

管轄裁判所として、中国の裁判所を選択する場合、知識産権調停に関する規定は上記事情を考慮した変更が必要である。

また、訴訟の方式を選択し、管轄裁判所が日本の裁判所であることを規定する場合、上記 1. で述べたように、日本の裁判所が下した判決は、中国で承認、執行されるのは難しい。

(2) 仲裁

双方で、契約中に紛争が発生した場合に仲裁の方式で解決することを規定し、仲裁機関、仲裁地、仲裁に適用する規則および言語を規定することについて協議することができる。

中国の法律によると、調停は、仲裁手続のうちの一つであり、単独の手続ではない。双方で、「紛争が発生した場合に、双方は、友好的な協議の態度で、まず調停を行うべきである」と規定することはできるが、仲裁機関に調停を先に申し込む手続を規定することはできない。

中国は、「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約、convention on the recognition and enforcement of foreign arbitral awards

(new York, 1958))」に加盟しているため、仲裁の裁決において、中国と日本は相互承認と執行の基礎を有している。

中国国内の紛争では、仲裁を選択するよりも訴訟を選択する方が多い。仲裁は一審で終了してしまうため、ほとんどの当事者は、より多くの救済手段を求めるために訴訟を選択する傾向にある。また、中国では、訴訟文書が一般的にインターネット上で公開されているので、インターネット上で敗訴の訴訟文書が公開されることで、企業の印象に影響を及ぼすことを避けるために、多くの被告は、原告と積極的に交渉し、和解を求める意志がより強い。上記理由は、原告が被告と交渉する事由の一つであり、訴訟を選択する傾向の一因でもある。

しかし、国際紛争については、日本の判決が中国で執行される難しさ、および、両国ともに「外国仲裁裁決の承認と執行の公約」に加盟していることを考慮した上で、執行の容易さの観点から、仲裁を規定することができる。なお、「仲裁により最終的に解決されるものとする（仲裁裁決是終局的）。」旨の規定に合意することができれば、裁判に至る前に最終解決を図ることができる。

3. 協議解決

OIモデル契約書 ver2.0 秘密保持契約書（新素材編）の第13条（協議解決）において「本契約に定めのない事項または本契約について疑義が生じた場合については、協議の上解決する。」と規定されている。これに加えてさらに、「協議により合意した場合、双方は、別途書面による補充協議を締結し、協議が合意した内容を書面により確定することもできる」と規定することもできる。協議により合意できない場合を想定して、協議の期限、例えば、1か月を規定することができ、例えば、1か月後に依然として合意できない場合は、いずれかの当事者は、同第12条の規定（裁判管轄、または調停、仲裁のオプション規定）に基づいて法的手段をとることができる。

4. 秘密保持契約の期限

秘密保持期間が本契約の有効期間の制限を受けないことを規定することができ、秘密保持期間は秘密保持情報が公開されるまでと規定することができる。この規定によって、機密情報を最大限に保護することができる。

5. 契約言語

契約書には、本契約書は中国語、日本語の2つのバージョンがあることを規定することができる。その場合、2つの言語に曖昧さが生じた場合に備えて、予め、日本語または中国語のどちらかを正本とすることを規定しておくことをお勧めする。また、英語での契約書を正本とし、日本語、中国語での契約書を副本とする旨の規定を定めることもできる。

仲裁機関または裁判所の選択に応じて優先的な効力を有する言語を決定することができる。例えば、日本の裁判所または仲裁機関を選択する場合、日本語バージョンの方の効力がより優先されることを規定することもできる。

6. 技術輸出入に関する規定

技術輸出入の管理を規制することが技術輸出入管理条例第1条に定められており、各当事者はこれら中国の技術輸出入に関する法律を遵守する規定を契約で明記することが必要である。さらに、一方が法律に違背し、または、一方が法律にかかわる情報を開示しない場合、これらの結果として損失を被ったとき、その損失を補償する規定を設けることも可能である。特に、技術を中国から日本に輸出する場合には、中国弁護士や工商行政管理局に照会するなどして、該当する法律を遵守するよう留意しなければならない。

【ソース】

- ・ 中華人民共和國民事訴訟法

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3ZWQ3NjZIYTAxN2VINmFiOTlhZDFjYmM%3D>

- ・ 中華人民共和國技術輸出入管理条例

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgwODE3NzdkMDdjNTAxNzdiOGM4N2RINDM4MmI%3D>

- ・ 外国仲裁判断の承認および執行に関する条約（ニューヨーク条約）

<https://www.newyorkconvention.org/english>

（以下は日本加盟時の日本語版、中国の記載なし）

https://www.jcaa.or.jp/common/pdf/arbitration/CONVENTION_jp.pdf

（編集協力：日本国際知的財産保護協会）